

仕 様 書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
(担当：石田、今井 075-611-5371)

件名	道路陥没修繕（深草上横縄町）
内容	<p>1 業務の目的 本件は、本市管理の認定道路上が陥没しているため、修繕するものである。</p> <p>2 履行期限 令和8年10月30日限り</p> <p>3 履行場所 京都市伏見区深草上横縄町地内</p> <p>4 業務内容 ・道路陥没修繕：N=1箇所 ※コンクリート部分は断面修復工（左官工法^{*1}）により修繕し、As部はアスファルト加熱合材で陥没修繕を行うこと。 （※1）コンクリートはつり、必要に応じて鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理、プライマー塗布作業後、ポリマーセメントモルタルにて修復 ※敷鉄板は撤去し、伏見土木みどり事務所が指定する場所まで運搬すること。 ※本業務は、京阪電気鉄道の踏切付近での作業のため、事前に京阪電気鉄道株式会社と鉄道近接協議が必要となる。 ※協議資料の作成を行うこと。（工程表・通行規制図・使用重機一覧表及び重機の規格がわかる資料の添付・作業方法・緊急連絡先等） ※作業に要する作業車、寸法計測費、諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。 ※撤去した発生材は、請負者において適切に処分すること。 ※鉄道近接部の作業は、列車終電後～始発までの作業（1:00～4:00）とし、通行止めを想定しているが、変更が必要な場合は監督職員と協議すること。 ※鉄道近接部の作業において、京阪電気鉄道職員の立会費（概算）56,000円/日（税込）が必要なため、計上すること。 ※通行止めに伴う、交通誘導員の配置及び地域への周知ビラ作成・配布を行うこと。 ※事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。 ※業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。</p> <p>5 支払条件 業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。</p>

6 留意事項

- ・作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。
- ・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、請負者の職員であることを示すものを着用すること。
- ・当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないよう近隣への周知等に留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- ・作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。
- ・作業実施者にかかる安全管理については、請負者の責任において行うこと。事故があった場合は、受注者の責任で解決すること。

位置図

135.768319,34.970766

135.770335,34.970766



135.768319,34.968699

1 / 1000

135.770335,34.968699



陥没補修箇所



敷き鉄板撤去

○状況写真



大阪方から京都方



京都方から大阪方



道路桁6本状況



破損したコンクリート版箇所

断面補修工



道路下状況



軌道下ヒューム管φ600

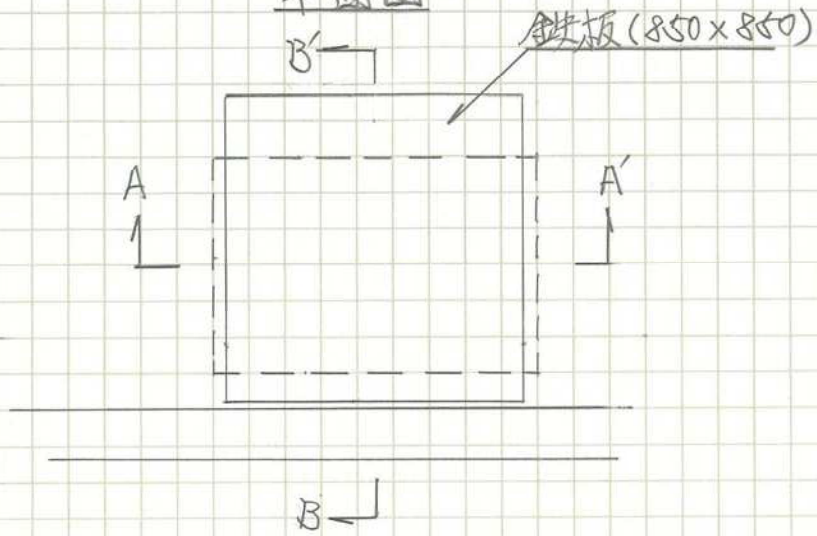


断面補修工

コンクリート版下面（破損状況）

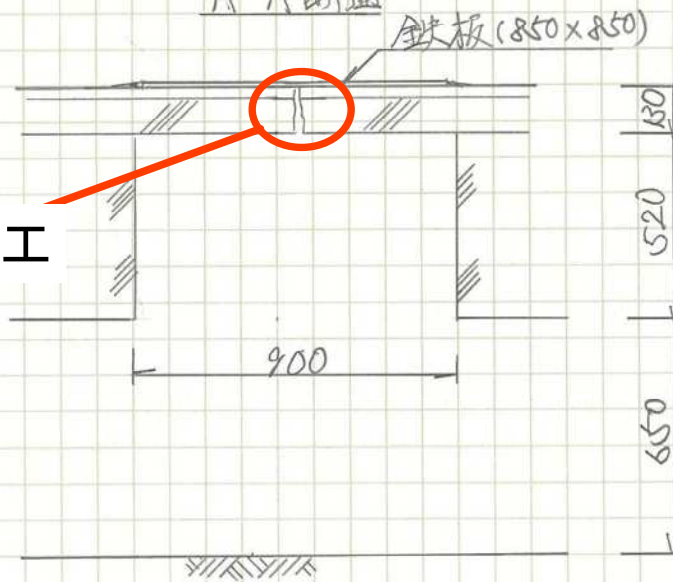
深草土横縄切 京阪土横縄踏切

平面図

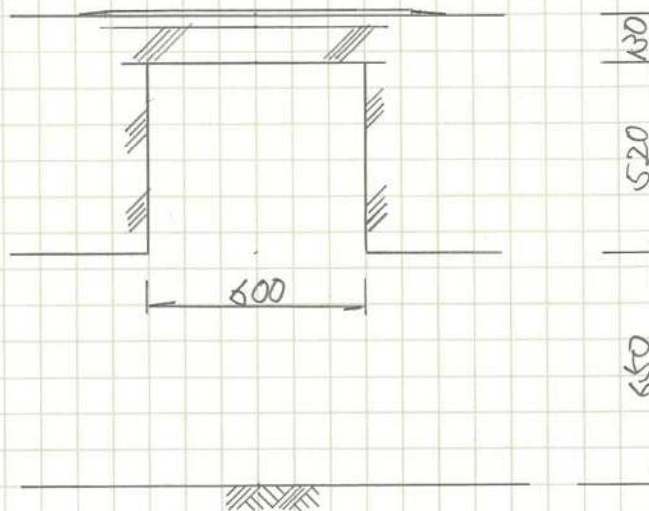


A-A'断面

断面補修工



B-B'断面



水路内から欠損部を撮影



水路内から欠損部を撮影

